

■神戸三宮「えき～まち空間」基本計画の策定

平成30年9月に、三宮周辺地区における公共施設の計画や、民間施設に期待される機能や設えなどについて、**官民共通の具体的な目標像及びその実現に必要な取り組み**を示すことを目的に神戸三宮「えき～まち空間」基本計画を策定しました。(具体的な内容は、ホームページをご覧ください)

■「えき～まち空間」デザイン調整会議の趣旨

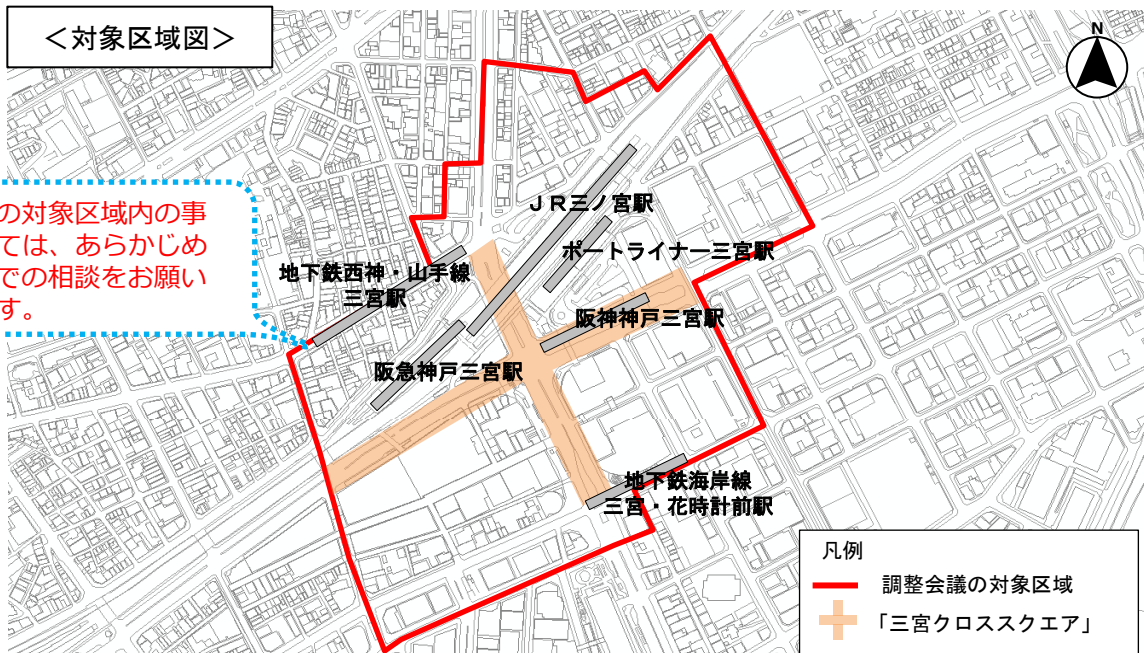
- ・「えき～まち空間」では、三宮の6つの駅があたかも一つの大きな「えき」となるような空間、「えき」と「まち」が行き来しやすくより便利で回遊性を高める空間、美しき港町・神戸の玄関口にふさわしい象徴となる空間を目標像として掲げています。
- ・目標像の実現に向けては、行政が中心となって整備する「三宮クロススクエア」等の公共施設と周辺の建築物等の民間施設が、官民の連携によって一体的な空間を整備する必要があります。
- ・今後計画される公共施設や民間施設が、相互に調整されることなく個別に事業が進んでしまうことで、「えき～まち空間」に期待される機能が十分に発揮できず、全体として魅力に欠ける空間となってしまうこととならないよう、学識経験者等の専門的な見地より意見を求めるとともに、総合的なデザイン調整を行う場として、「えき～まち空間」デザイン調整会議(以下調整会議)を設置しています。なお、調整会議の内容は非公開とします。

■調整会議の対象となる事業

- ・下記の調整会議の対象区域内における、公共事業及び景観デザイン協議の対象となる事業※
- ・必要に応じて、上記に関連した事業についても調整会議の対象とすることがあります。

<対象区域図>

調整会議の対象区域内の事業については、あらかじめ企画段階での相談をお願いします。



※(参考)神戸市都市景観条例に基づく景観デザイン協議の対象行為

区域	景観デザイン協議の対象行為		
市内全域	高さ45メートルを超える建築物の新築、増築、改築		
	総合設計制度の適用を受けようとする建築物の新築、増築、改築		
	高度地区のただし書きの許可による特例が適用される、高さ45メートルを超える建築物の建替え		
景観計画区域	高度地区のただし書きの許可による特例が適用される、高さ20メートルを超え、45メートル以下の建築物の建替え		
	高さ20メートルを超える建築物		
景観形成市民協定締結区域	商業地域	建築面積が2,000㎡を超えるとき	高さ20メートルを超える建築物
		建築面積が2,000㎡以下のとき	高さ31メートルを超える建築物
	その他の市街化区域		高さ20メートルを超える建築物

■ 会議での調整事項

① 「えき～まち空間」における公共事業及び民間事業に関する総合的な空間について

個別の敷地や建築物だけではなく、周辺の街区や公共施設と一体的な都市空間を形成するために必要となる、機能的な連携や調和の取れた景観等

(周辺施設との空間の連続性や、一体感のあるまちなみを作るための配置やボリューム 等)

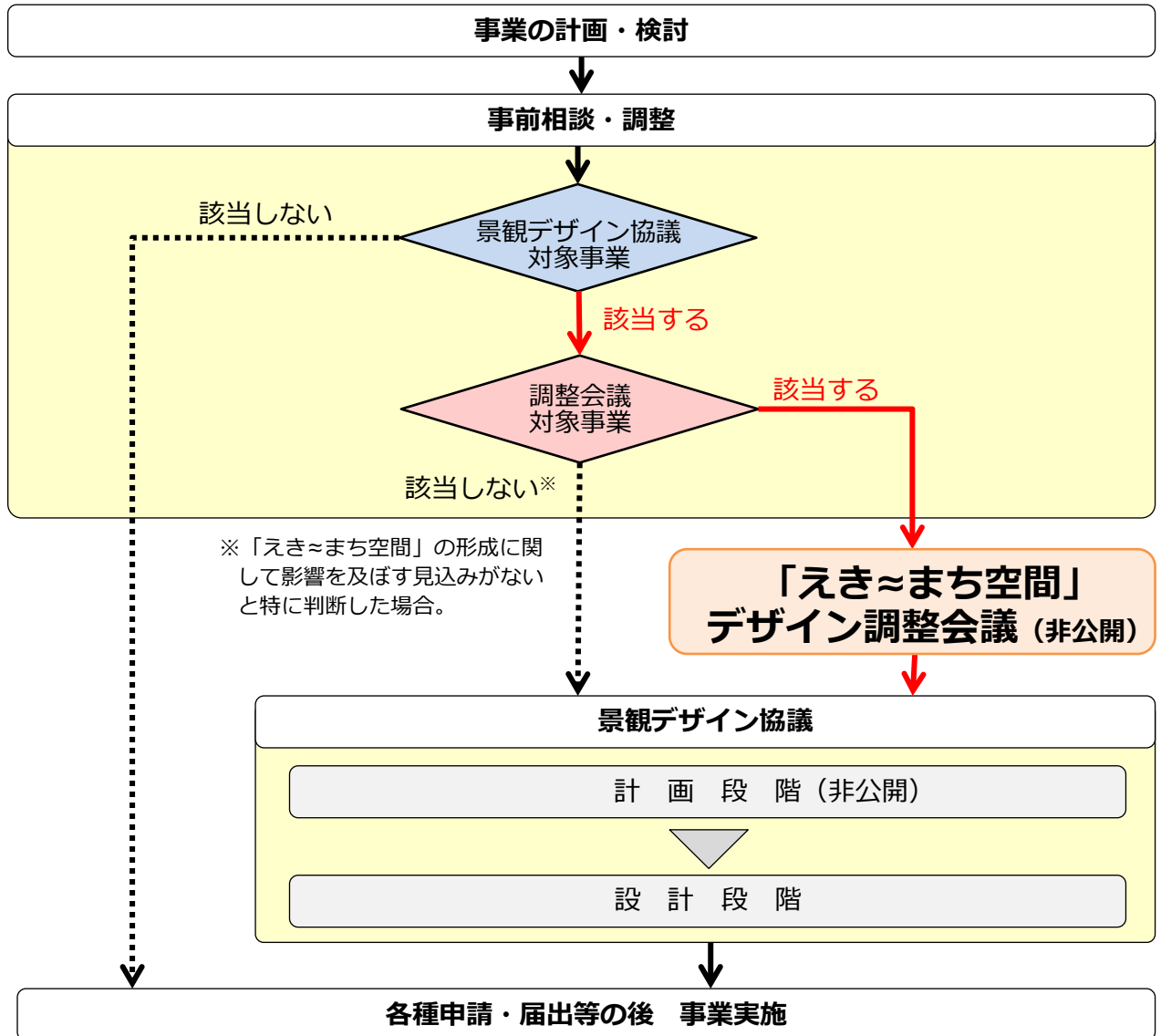
② 公共施設及び民間施設の公共的な空間について

それぞれの施設に求める公共空間として必要な機能や設え等

(乗換動線や公共的な通路 等)

③ その他、「えき～まち空間」実現のために必要な事項について

■ 計画から事業実施までの流れ



【お問合せ先】

神戸市 都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課

〒651-0087

神戸市中央区御幸通6-1-12三宮ビル東館6階

TEL : 078-984-0246 FAX : 078-222-1605

「えき～まち空間」ホームページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/kobetoshin/eki-machi.html>

「えき～まち空間」
ホームページ

